

児童手当現況届の送付遅延について

1 概要

毎年6月に児童手当の受給者に対して、6月以降の受給資格を確認するため、個別に案内と現況届出用紙を送付し、現況届の提出を求めています。

このたび、送付する現況届出用紙について様式に不備があったため、受給者への送付を停止しました。現在、正しい様式で再作成しており、準備が整い次第発送します。

2 件数 182,441件（対象児：0歳～小学校6年生）

3 封入物相違の内容

○本年度の現況届にあたり、児童手当の受給資格を確認するため、現在の受給者に加えて配偶者の状況を記載する欄を設けることとし、新しい様式（紙ベース）を作成しました。

○現況届の用紙は、受給者の宛名や所得状況などの情報と合わせて様式を出力して作成しています。（様式の変更には出力レイアウトやプログラムの変更を伴います。）

○現況届が古い様式で出力されたため、同封する新しい様式の記入例と齟齬が生じました。

4 発送の延期と現況届提出期限の変更

当初、6月15日（金）に発送し、6月29日（金）締切を予定していましたが、再作成に時間を要するため、6月28日（木）発送、7月13日（金）提出締切に変更します。

なお、発送と締切の遅延に伴う受給時期の遅延など、受給者に不利益になることはありません。

5 原因

最終的な着手指示、業務の進捗状況の把握について、こども家庭課の指示が不徹底で委託業者との確認が不十分な点がありました。

6 経過

3月16日（金） 委託業者と現況届の様式の変更について、紙ベースの変更様式を提示し、協議しました。

4月12日（木） 委託業者から、出力する様式のレイアウト変更案について提示を受け、こども家庭課は確認を行い、了解の旨、回答しました。

4月18日（水） 委託業者より変更作業着手の確認がありましたが、これまでの経緯から、既に変更着手指示済との認識で、改めて文書による着手指示を行うに至りませんでした。

6月14日（木） 納品検査により、様式が改訂されていないことが判明し、区役所からも同様の指摘があったため、即時、発送を中止しました。

7 再発防止について

着手指示については、必ず文書で行い、組織的なチェックを行います。また、テスト出力、検収作業等、納品確認前での検品体制を確実にを行うことにより、再発防止に努めます。

宛名

旧現況届様式

受付確認

(届出先) 横浜市 区長
本年6月1日現在の状況について、次のとおり届け出ます。

年 月 日

旧現況届様式表: フリガナ, 受給者氏名, 住所, 勤務先名, 加入している年金等の種類, 所得の状況, 振込先口座, 配偶者の有無, 生まれた児童, 1月1日現在の住所, 備考

(注意) ※の欄は、記入しないでください。

記名押印に代えて、署名することができます。

新現況届様式

受付確認

記入例

平成19年度 現況届

(届出先) 横浜市 区長

平成 年 月 日

本年6月1日現在の状況について、次のとおり届け出ます。

新現況届様式表: フリガナ, 受給者氏名, 住所, 勤務先名, 加入している年金等の種類, 配偶者, 所得の状況, 世帯状況, 振込先口座, 氏名, 続柄, 生年月日, 監護, 生計, 居住, 備考, 18 平成19年1月1日現在の住所

(注意) ※印の欄は、記入しないでください。記名押印に代えて、署名することができます。

引き続き裏面もご確認ください。

黒枠で囲っている箇所が、今回項目を追加した欄です。